

外貨普通預金定額自動振替サービス利用規定

2020年4月1日現在

1. 外貨普通預金定額自動振替サービス

- (1) 外貨普通預金定額自動振替サービス（以下「本サービス」とします）のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、振替日、振替金額（円貨額）等を届け出るものとします。なお、引落指定口座は本サービスの申込書により指定された同一名義人の円貨建て普通預金口座または当座預金口座（以下「引落口座」）とします。
- (2) 当行は、指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を引落口座から引落のうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、指定の外貨普通預金口座へ入金します。

2. 自動振替

- (1) 振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。1万円以上1億円未満（千円単位）でご指定ください。尚本サービスご利用による引き落としと他商品・他サービスでの自動振替による引き落としが同日に行われる場合その何れを先に引き落とすかは当行の任意とします。
- (2) 前述（1）の場合、引落口座からの引落については、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。
- (3) 振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。ただし、翌営業日が翌月となる場合は、前営業日に振替を行います。
- (4) 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高（残高については受け入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高。総合口座の当座貸越限度額は含みません）が振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替を行いません。また、振替日当日の入金であっても、当行所定の引落処理後に入金となった場合は、同様にその月の振替を行いません。

3. 外貨普通預金への入金

振替日における外貨普通預金への入金外貨額は、前記 2.（1）に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を使用し算出します。この際預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取り扱います。

4. 取引内容の変更

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合には、当行所定の方法により振替日の2営業日前までにお届けのうえ当行所定の手続きをお取りください。

5. 解約等

- (1) この自動振替契約は、特にお申出のない限り同一条件で自動振替を継続します。
- (2) お客様の引落口座が解約された場合、または指定の外貨普通預金口座が解約された場合は、当行はいつでもこの自動振替サービスの契約は終了したものとして取扱います。
- (3) この自動振替サービス契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、振替日の2営業日前までに当行所定の方法で行うものとします。
- (4) 当行に対する解約の通知がないまま、長時間にわたり振替がなされない場合、または住所変更・連絡先の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由によってお客様の所在が不明になった場合等、相当の事由がある場合は、この契約は終了したものとして取り扱うことがあります。
- (5) 自動振替サービスは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情等により自動振替を中止する場合があります。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、引落口座にかかる各種規定ならびに外貨預金規定により取扱います。

7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上